

佐賀県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年二月五日から平成二十二年三月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更に 後の別
県道 川棚有田線	西松浦郡有田町戸矢字下野乙 一一三二番一五地先から 西松浦郡有田町戸矢字下野乙 一一〇番三地先まで	後
	西松浦郡有田町戸矢字下野乙 一一三二番一五地先から 西松浦郡有田町戸矢字下野乙 一一〇番三地先まで	前
		幅員
	四一・七 一五・〇	メートル
		延長
	一九九・九 一九九・九	メートル